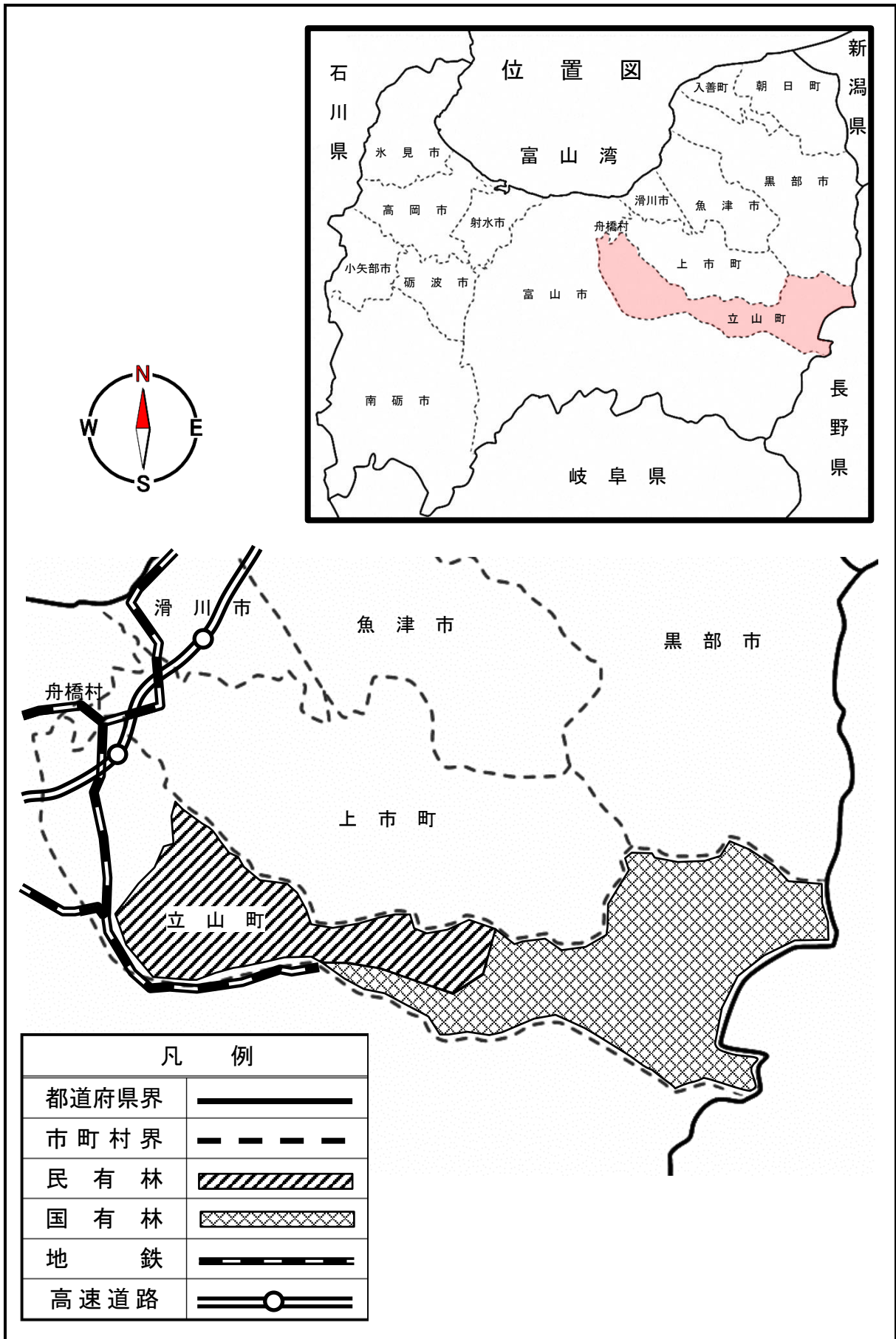


立山町森づくりプラン



令和4年3月
富 山 県
立 山 町

位置図



目 次

はじめに

第1章 森づくりのための基本的な事項

第1項 森づくりの現状と課題

第2項 森林整備の基本方針

1 森林・林業施策の基本方向

2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方

3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針

第3項 森づくりの推進方策

1 森林施業の推進方策

2 住民参加による森づくりの推進方策

第4項 森づくりへの具体的な取り組み

1 里山林の整備

2 混交林の整備

3 市（町）独自の取り組み

第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

第1項 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

3 その他必要な事項

第2項 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

2 天然更新に関する事項

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

5 その他必要な事項

第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

2 保育の種類別の標準的な方法

3 その他必要な事項

第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

3 その他必要な事項

第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

5 その他必要な事項

- 第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第7項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8項 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

第3章 森林の保護に関する事項

- 第1項 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2項 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法
 - 2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

第4章 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第5章 その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

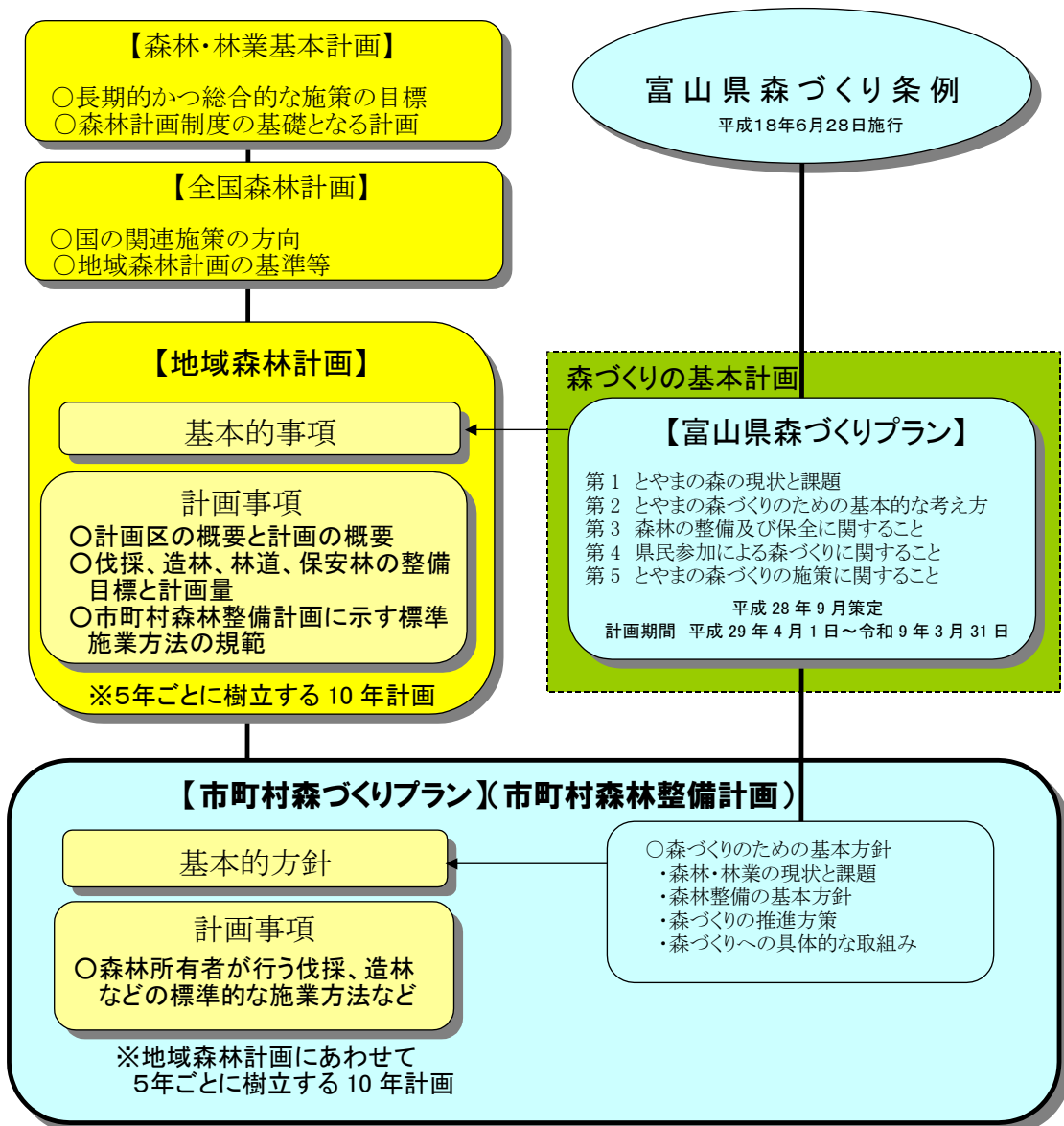
参考資料

はじめに

「立山町森づくりプラン」とは、森林法第10条の5の規定に基づき立山町長が策定する「立山町森林整備計画」のことであり、立山町の森づくりに関する総合的な計画として町民の皆さんに広く知っていただくとともに、森林施業の具体的な方法や基準を示すことを目的としています。

また、ここで定める森づくりのための基本方針については、「富山県森づくり条例」に基づき富山県知事が策定した「富山県森づくりプラン」に沿って定めることとします。

なお、このプランの計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間とします。



※ 森林法第10条の5

市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。

第1章 森づくりのための基本的な事項

第1項 森づくりの現状と課題

本町は、面積 30,729ha、人口 25,174 人であり、富山県の中央部より南東に長く伸びる町域となっています。雄大な山岳景観を誇る北アルプス立山連峰への登山の拠点的な位置にあり、町の東は北アルプス立山連峰を以て長野県大町市に隣接し、北は舟橋村・上市町・黒部市（旧宇奈月町）に、西及び南は一級河川・常願寺川を境に富山市と隣接し、発展を続けています。

本町の森林面積は、23,872ha で、面積の約 78% を占めています。その内訳は国有林が 16,410ha（69%）、当プランの対象となる民有林は 7,461ha（31%）で、主に東谷地区・上段地区・立山地区など、町民の生活圏に近い位置にあります。

森林は、木材等の林産物を生産する場としての機能のほか、水源のかん養や山地災害の防止など、生活を守る公益的機能を有しており、生活環境の保全のほか、景観の向上、文化活動及び健康レクリエーションの場の提供、野生動物との共生を目指した里山の整備など、公益的機能の総合的な向上を目標とした森林整備を行う必要があります。

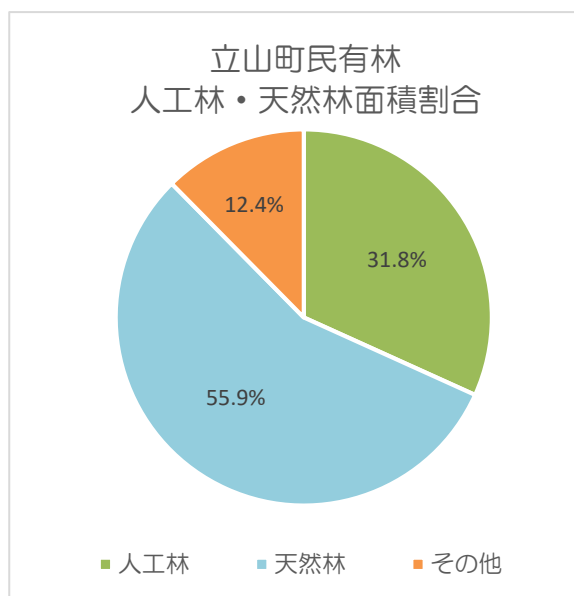
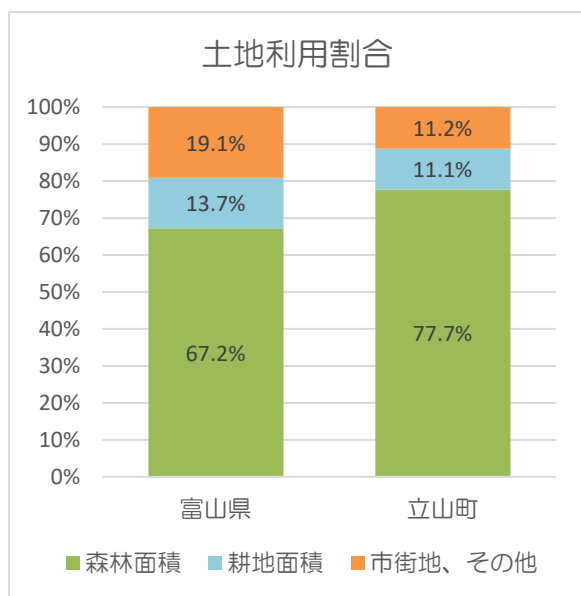
一方、スギを中心とした人工林は、その大部分が木材として利用可能な齢級となっており、地域の有効な資源として活用するためにもその安定的な生産を目指すことが重要となっています。

※ 人口は令和4年1月1日現在

立山町の土地利用状況

(単位：ha)

総土地面積	森林					耕地面積	その他
	総計	国有林	民有林				
			公有林	私有林	小計		
30,729	23,872	16,410	315	7,146	7,461	3,410	3,447



資料：令和元年度 富山県森林・林業統計書より
(令和3年6月刊行)

第2項 森林整備の基本方針

1 森林・林業施策の基本方向

立山町総合計画では、「守る」「拓く」「支える」を3つの目標に掲げ、「資源を磨き 明日を拓く 美しい町 立山」を目指すべき町の将来像に掲げており、森林などの自然環境の保全と活用を図り、快適な生活を支える町土の環境形成に努めることとしています。

森林の整備及び保全にあたっては、

①天然林については、多様な里山の再生をめざす「里山林」と、自然の推移に委ね保全・保護する「保全林」に、

②人工林については、循環型社会に貢献する持続的な木材生産に重点を置く「生産林」と、針葉樹と広葉樹を混在させることで長期的な木材資源の確保と公益的機能の維持・向上の両立を図る「混交林」に、

それぞれ区分して取り扱うこととし、森林の状態や立地条件を勘案した、森づくりを目指します。

また、持続的な林業経営に欠かせない林道や林業専用道及び森林作業道は、安定的な木材生産には不可欠であり、併せて山村地域の振興にも資することから、計画的な整備を推進します。

2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方

森林の有する主な機能である水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能に応じた森林の望ましい森林資源の姿に向けた適切な森林の施業や保全を進めることとします。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方
水源 ^{かん} 涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林	町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
生物多様性 保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進します。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針

森林整備の基本方針としては、「とやまの森づくり基本指針」に沿って、各々の森林の状態や立地条件に、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すこととします。

区分		対象とする森林の考え方
天然林	里山林	○ 集落周辺の里山のうち、利用や整備と継続的な管理について地域住民や森林所有者の合意が得られる場所であって、原則として次に示す条件を満たす天然林 <ul style="list-style-type: none"> ・集落周辺や道路周辺などで、生物多様性の保全や、野生動物との軋轢の未然防止、生活関連施設の保護などのために、伐採や刈り払いの必要性がある場所 ・法令等による伐採制限がないこと ・伐採や刈り払いを行っても、無立木地化や山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・希少な動植物が生息していないこと（その保全を目的とした整備を行う場合を除く）
	保全林	○ 上記以外の天然林 注：自然公園や保安林など、法令で伐採などに制限のある森林は原則、保全林として取り扱う
人工林	生産林	○ 所有者等の森林施業に対する意欲が高い人工林であって、原則として次に示す条件を満たす人工林 <ul style="list-style-type: none"> ・標高 600m以下 ・傾斜 30度以下 ・地位 2以上（ただし標高300m以下にあっては3以上） ・道路からの距離 100m未満 ・法令等による伐採制限がないこと ・伐採しても、山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・希少な動植物が生息していないこと
	混交林	○ 上記以外の人工林 注：風害被害林は、原則、針広混交林に誘導する。

第3項 森づくりの推進方策

1 森林施業の推進方策

森林整備の基本方針に従い、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを基本としつつ、木材生産の増大による魅力ある林業の構築をめざし、町、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみで森林施業の集約化を進め、次のことに計画的、重点的に取り組みます。

- ・森林経営計画の作成に向けた森林施業委託の促進。
- ・提案型施業に必要な森林所有界の明確化作業。
- ・高性能林業機械による低コスト木材生産に不可欠な、林道の新設、改良及び林業専用道や森林作業道の開設等の高密度路網整備。
- ・集約化と施業の低コスト化を担う、施業プランナーやフォレストリーダー（現場管理責任者）等、人材の育成。

2 住民参加による森づくりの推進方策

本町の森林は、人家付近に存在する里山林から山岳地帯に連なる奥山林まで、多種多様な森林が存在しています。

平成 19 年度からは、水と緑の森づくり事業を活用し住民参加による森林整備や企業の森づくり事業による森林整備活動が行われています。

また、近年、クマ・イノシシの出没等により森林に対する町民の関心が高まっており、森林ボランティア団体がナラ類等の広葉樹を植林しクマとの共生を図るような活動や、民有林を地権者から提供してもらい里山の再生整備を推進する活動が行われています。

今後は、住民や企業のボランティアによる森林整備活動を「とやまの森づくりサポートセンター」と連携して支援すると共に、各種会議の開催等により、幅広い町民との合意形成を図り、地域の実情に応じた森林整備に努め、里山林の整備など幅広い町民の参加を得て、地域住民・企業・森林ボランティア・森林所有者・町・県が連携して整備を進めます。

第4項 森づくりへの具体的な取り組み

1 里山林の整備

里山林

森林の所在		整備の方法	面積	備考
場所	林班			
四谷尾	1, 55	広葉樹林整備 竹林整理	54	
谷口	2, 9, 55, 58, 61	//	20	
虫谷	2, 3, 4, 9	//	60	
白岩	9, 10, 14, 46, 55	//	60	
伊勢屋	14, 17, 45	//	14	
目桑	14, 45, 46	//	28	
六郎谷	14, 46	//	10	
谷	14	//	1	
長倉	17	//	20	
小又	17, 44	//	11	
城前	33	//	34	
座主坊	39, 43	//	38	
松倉	44	//	5	
芦見	47	//	27	
下瀬戸	47	//	3	
上瀬戸	47	//	1	
瀬戸新	47	//	1	
池田	48, 52, 53	//	51	
上末	54, 56	//	13	
下白岩	55	//	3	
女川新	55	//	1	
日中	55	//	5	
日中上野	55	//	1	
野沢	55	//	2	
新瀬戸	56	//	1	
小林	56	//	1	
上金剛寺	56	//	2	
米道	56, 58, 61	//	16	
中山	61	//	1	
栃津	61, 62, 70, 72	//	28	
下田	62	//	15	
横江	72, 73, 75	//	49	
岩嶺寺	72	//	14	
千垣	77, 78	//	63	
芦嶺寺	79, 83, 85	//	40	

2 混交林の整備

森林の所在		整備の方法	面積 (ha)	備 考
場 所	林班			
四 谷 尾	1, 8, 55	過密人工林整備 侵入竹林整備	66	
谷 口	55, 58, 59, 61	//	19	
虫 谷	3, 8	//	36	
白 岩	10, 14, 46, 55	//	23	
伊 勢 屋	14, 17, 45	//	14	
目 桑	14, 45, 46	//	28	
六 郎 谷	14, 46	//	10	
谷	14, 15, 16	//	16	
長 倉	8, 18	//	25	
小 又	44	//	10	
座 主 坊	38, 39, 43, 65, 66, 67, 68	//	49	
松 倉	36, 37, 38, 44	//	48	
芦 見	47	//	27	
下 瀬 戸	47	//	3	
上 瀬 戸	47	//	1	
瀬 戸 新	47	//	1	
池 田	48, 49, 50, 51, 52	//	79	
下 白 岩	55	//	3	
女 川 新	55	//	1	
日 中	55	//	5	
日中上野	55	//	1	
野 沢	55	//	2	
米 道	58, 59, 60, 61	//	21	
中 山	61	//	1	
栃 津	61, 62, 64, 65, 66, 67, 68, 71, 72	//	60	
下 田	62	//	15	
横 江	72, 73, 74	//	40	
岩 峠 寺	72	//	14	
千 垣	76, 77, 78	//	90	
芦 峠 寺	81, 82, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 92, 93	//	109	

3 町独自の取り組み

町独自の取り組みとしては、次のとおり取り組むこととし、将来にわたって森林のもたらす恵みを楽しむことができるよう、町が地域住民・企業・森林ボランティア・森林所有者と協働で森づくりを推進します。

項目	内容
ボランティア活動に対する支援	ボランティアによる森林整備活動を「とやまの森づくりサポートセンター」との連携により支援して行きます。
木質バイオマス利活用の推進	間伐材等の木質バイオマスの利活用を行い、森林の保全、環境にやさしい循環型社会の構築を推進します。
森林施業の計画的な推進への支援	森林施業の計画的な推進のため、森林経営計画策定の支援を行うとともに、計画に基づく森林施業の補助を行います。
森林の保健機能の増進	グリーンパーク吉峰・立山青少年自然の家一帯の森林を整備し、森林資源の総合的な利用を促進するとともに、林業地域の振興と町民の福祉の向上を図る。また、学校林を利用し、巣箱かけや森林整備体験学習等を開催し、子供たちに森林の大切さの普及・広報活動の場として活用します。
特用林産物の栽培推進	富山県農林水産総合技術センター 森林研究所と連携し、特用林産物の栽培推進を図ります。

第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

第1項 立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢については、主要樹種については、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、この林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

樹種	標準伐期齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15～25

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、次のとおりとします。

- ① 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。
- ② 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。
- ③ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ④ 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図ることとします。
- ⑤ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では、おおむね均等の割合で行うものであり、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とすることとします。

- ⑥ 立木の伐採（主伐）及び集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法を選択することとします。

3 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、適切な時期による計画的な伐採を行うこととします。

また、公益的機能を重視する人工林にあつては、伐期の延長や長伐期林及び複層林（針広混交林）への誘導を促進します。

第2項 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、地域や樹種の特性及び既往の成林状況などを勘案して、次のとおりとします。

人工造林の対象樹種
木材生産を主目的とする場合はスギを主体とし、花粉症対策を推進するため、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとする。また、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹の郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材の需要にも配慮した樹種を選定する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び施業区分別の植栽本数

人工造林の植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案し、次のとおりとします。

人工造林の実施にあつては、画一的に行うことなく、現地の実態、自然条件を十分に考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討することとします。

樹種	施業区分	標準的な植栽本数	備考
スギ	標準施業	2,500 本/ha	植栽・保育経費の低コスト化を図る場合は、2,000 本/ha とする
	針広混交林	1,000 本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000 本/ha 以上	
	針広混交林	1,000 本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注1：防災を目的とする場合には、スギ、広葉樹を含め 5,000 本/ha 程度とする。

注2：針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とします。また、再造林にあたっては、原則として伐根を抜き取らないものとします。
植付けの方法	気候や傾斜など自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めます。
植栽の時期	植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付けます。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。
択伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおりとします。

天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシャブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数については、伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、天然更新すべき立木の本数については、天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法については、次のとおりとします。

更新の種類	作業	標準的な方法
天然下種	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととします。
天然下種 /ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
ぼう芽	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（根又は根に近い）優勢なものを株あたり1～3本残すこととします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法については、次のとおりとします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新の完了が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。

・天然更新の完了の判断基準

伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね1ヘクタール当り3,000本（期待成立本数の立木度3）以上成立し、かつその出現率が70%以上となった状態をもって、更新完了とします。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合とします。

・天然更新の完了の確認調査の方法

対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ1カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、1調査区の大きさは、帯状に長さ30m、幅1mの区域とします。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずる。プロットは1調査区を6等分に分割して設定します。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

これについては、下記のとおりとします。

- ① 「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。
- ② 高標高地や尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件、当該森林及び近隣の主伐実施個所における天然更新の状況等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
- ③ 地形、傾斜、積雪量及び周辺の植生等から判断して、雪の移動(グライド)が懸念される森林。
- ④ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 更新に係る対象樹種

- ア 人工造林の場合
1の(1)のとおり。
- イ 天然更新の場合
2の(1)のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における生育し得る最大の立木の本数として想定される本数については、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、更新すべき立木の本数については、生育し得る最大の立木の本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

5 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、伐採後の人工造林を行うこととします。

第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率				
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目
タテヤマ スギ	標準伐期 (45年)	2,500	17年生 (24%)	24年生 (27%)	34年生 (28%)	55年生 (25%)	—
	長伐期 (90年)		20年生 (33%)	33年生 (33%)	55年生 (32%)	—	—
ボカスギ	標準伐期 (35年)	2,000	16年生 (26%)	21年生 (26%)	30年生 (25%)	45年生 (25%)	—
	長伐期 (70年)		16年生 (35%)	24年生 (35%)	40年生 (34%)	—	—
ヒノキ	標準伐期 (55年)	2,500	26年生 (27%)	36年生 (28%)	48年生 (27%)	65年生 (28%)	90年 生 (27%)
	長伐期 (110年)		27年生 (35%)	39年生 (35%)	57年生 (35%)	84年生 (35%)	
カラマツ	標準伐期 (40年)	2,500	15年生 (29%)	22年生 (27%)	30年生 (28%)	43年生 (28%)	70年 生 (28%)
	長伐期 (80年)		16年生 (35%)	23年生 (35%)	37年生 (35%)	77年生 (27%)	

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したものの

(2) 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数

平均的な間伐の実施時期の間隔の年数については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	平均的な間伐の間隔	
		標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
タテヤマ スギ	標準伐期(45年)	10年	20年
	長伐期(90年)		
ボカスギ	標準伐期(35年)	10年	15年
	長伐期(70年)		
ヒノキ	標準伐期(55年)	10年	20年
	長伐期(110年)		
カラマツ	標準伐期(40年)	10年	20年
	長伐期(80年)		

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したものの

なお、既往の冠雪害の発生状況を勘案し、間伐を実施すべき森林の立木の形状比は”75”とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法（時期、作業方法）については、次の表に示すとおり定めます。

保育種別	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	15	16	20	21	25		26	30	
根踏み	ス																				植栽の翌年に実施
雪起し																					消雪後1箇月以内に実施
下刈り																					春植栽の場合は1年目から実施
つる切	ギ	必要に応じて実施																			
除伐																					必要に応じて実施
枝打ち																					必要に応じて実施

注： 主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり、作業にあたっては、画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、立地条件に即した効率的な作業時期、回数、方法等を十分検討のうえ適切に実行する。

特に、進入した有用天然木、天然性稚樹の取り扱いについては、植栽木の生育状況を勘案のうえ育成に配慮する。

3 その他必要な事項

間伐及び保育の実施にあたっては、画一的に行うことなく、植栽木の生育状況や、森林の立地条件に加え、コストの低減についても十分考慮のうえ、時期や方法などを決めることとします。

また、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料（5）に記載のとおりです。

第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1のとおりとします。

森 林 の 基 準	対象となる制限林等
ダム集水区域ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源 ^{かん} 地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	<ul style="list-style-type: none"> • 水源かん養保安林 • 干害防備保安林 • 水源涵養機能^{かん}の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、その区域は別表2のとおりとします。

- ① 下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の延長を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。
- ② ①のうち、既往の施業体系として、長伐期施業を指向している森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ③ 他の公益的機能別施業森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、伐期の延長及び長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹種	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	45	60
タテヤマスギ その他スギ	55	80
ヒノキ	65	100
マツ カラマツ	50	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	70	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	70	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	25～35	20～40

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1のとおりとします。

種 類	森 林 の 基 準	対象となる制限林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価区分が高い森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市（町）民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価区分が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、区域は別表2のとおりとします。

- ①成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とします。なお、主伐の時期を短縮しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ②急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、育成複層林に誘導します。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導します。
- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進します。

- ④水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹種	長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	70	60
タテヤマスギ その他スギ	90	80
ヒノキ	110	100
マツ カラマツ	80	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	120	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	120	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	30～50	20～40

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等に沿って、その区域は別表1のとおりとします。

森林の基準
<p>林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林</p> <p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い「特に効率的な施業が可能な森林」</p>

(2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本に、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、主伐の時期は標準伐期齢以上の林齢とします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	立山町全域	7,461
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102	702
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	62, 84, 85, 86, 88, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118	1,588
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10, 20, 21, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 44, 48, 49, 52, 62, 63, 69, 70, 71, 72, 74, 79, 81, 82, 83	1,339
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		立山町全域	7,461
長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）	20, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 44, 48, 49, 62, 63, 69, 70, 71, 72, 74, 79 上記のうち県営林及び公社造林地	192
	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	62, 84, 85, 86, 88	87
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118	2,190
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項
〈なし〉

第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林組合等林業事業体への長期の施業や、森林の経営の委託への転換により、森林の経営規模の拡大を推進することとします。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む。）に対し、森林組合等林業事業体への長期の施業や経営の委託について働きかけを推進するとともに、森林組合等林業事業体が施業の集約化に取り組む場合に必要となる情報の提供に努めることとします。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体は、森林所有者から長期の施業や経営の受託等を行う場合は、契約を締結し、委任内容や費用負担等について明確にすることとします。

また、森林の施業等を受託する際には、事前に森林所有者に対し見積り等を提示し、費用負担について了解を得ることとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な方針

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意して行います。また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された（設定が見込まれる）森林は、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ることとします。

(2) 具体的な方針

①経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成は、次のような森林について優先的に行うこととします。

- ・最後に行った間伐から15年以上経過する等、冠雪害を考慮した森林の管理方法として定められた、形状比を超えているか、その形状比を超えるおそれがある森林
- ・植栽によらなければ的確な更新が困難な森林

- 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域の森林（経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする）
 - 森林整備が特に必要な森林（施業履歴等から区域を定め、地域の実情を踏まえて優先度の高い森林を抽出）
- ② 経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。
 - ③ 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項に適合する施業を行います。

5 その他必要な事項 〈なし〉

第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない森林所有者が多数を占め、不在村森林所有者が増加する中、当該森林所有者に対する普及啓発活動を強化し、森林組合等林業事業体への長期の施業の経営の委託や施業実施協定の締結に努めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同者」という。）は、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、施業は間伐を中心に可能な限り共同又は意欲ある森林組合等林業事業体への委託により実施することとします。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同者全員により実施することとします。
- ③ 共同者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同者に不利益を被らせることがないように、争あらかじめ個々の共同者が果たすべき責務を明らかにすることとします。
- ④ 共同者全員の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとします。

4 その他必要な事項 〈なし〉

第7項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準については、次のとおりとします。

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（0° ～15° ）	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地（15° ～30° ）	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地（30° ～35° ）	車両系作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地（35° ～ ）	架線系作業システム	5m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーダ等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワード等を活用する。

3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に、傾斜が急峻な箇所、地質・土壌が脆弱な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、第4項2で示した木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）とします。

- 3 作業路網の整備に関する事項

- (1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、富山県林業専用道作設指針（平成23年4月1日森政第432号）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画については、次のとおりとします。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

単位 延長：km、面積：ha

開設拡張の別	種 類	区分	位置	路線名	延長	利用区域面積	前半5力年の計画箇所	対函番号	備考
開設	自動車道		芦峠寺地内	須山芦峠寺	0.3	1,151	○	1112	
//	//		芦見地内	芦見	0.3	44		5132	
//	//		池田地内	池田1号	0.3	105		4139	
//	//		松倉地内	松倉	0.3	92		4137	
//	//		長倉地内	長倉	0.4	266		3134	
//	//		栃津地内	鏡谷	0.3	60		4153	
//	//		米道地内	ドス谷	1.2	20		6136	
//	//		虫谷地内	虫谷	1.2	62		4150	
//	//		城前地内	城前	0.3	164		3133	
//	//		米道地内	黒谷	0.3	155		4141	
//	//		下田地内	吉峰	1.0	72		4152	
//	//		池田地内	池田2号	0.5	52		4140	
//	//		虫谷地内	二ツ竹	0.3	41		4135	

開設拡張の別	種 類	区分	位置	路線名	延長	利用区域面積	前半5力年の計画箇所	対函番号	備考
拡張	(舗装)		目桑地内	目桑	(2)	42	○	5131	
	(改良)				1.0				
拡張	(舗装)		虫谷地内	虫谷	(1)	62		4150	
	(改良)				2.1				
拡張	(舗装)		米道地内	黒谷	(1)	155		4141	
	(改良)				2.3				
拡張	(舗装)		城前地内	城前	(3)	164	○	3133	
	(改良)				2.3				
拡張	(舗装)		長倉地内	長倉	(1)	266		3134	
	(改良)				3.4				
拡張	(舗装)		四谷尾地内	四谷尾第2	(1)	16		6130	
	(改良)				0.5				
					(2)				
					1.3				

拡張	(舗装)		下田地内	吉峰	(1)	72		4152	
	(改良)				1.0				
拡張	(舗装)		白岩地内	白岩	(1)	174	○	4133	
	(改良)				3.7				
拡張	(舗装)		池田地内	池田1号	(1)	105		4139	(1)
拡張	(舗装)		栃津地内	栃津	(3)	89	○	4142	
	(改良)				2.3				
拡張	(舗装)		栃津地内	埃谷1号	(1)	27		6131	
拡張	(舗装)		松倉地内	松倉	(1)	92		4137	
拡張	(舗装)		芦見地内	芦見	(1)	44		5132	
拡張	(舗装)		池田地内	池田2号	(2)	52		4140	
拡張	(舗装)		四谷尾地内	四谷尾第3	(1)	12		6137	
拡張	(舗装)		米道地内	トス谷	(1)	20		6136	
拡張	(改良)		芦峯寺地内	志鷹谷	(1)	25		6133	
拡張	(改良)		栃津地内	新村	(1)	244		3131	
拡張	(改良)		座主坊地内	座主坊	(1)	192		4134	
拡張	(改良)		白岩地内	塔倉山	(3)	611		2130	
拡張	(改良)		四谷尾地内	大観峰	(1)	89		4123	
拡張	(改良)		虫谷地内	乳子場	(1)	58		4130	
拡張	(改良)		上瀬戸地内	尼子谷	(1)	67		4138	
拡張	(改良)		芦峯寺地内	大辻山	(1)	(1,808)		1111	
拡張	(改良)		城前地内	茨谷	(2)	609		3132	
				25	(45)				
					53.6				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、富山県森林作業道作設指針（平成23年3月31日森政第541号）に則り開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

<なし>

第8項 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、県などの情報共有に努め、必要に応じて就職相談会の開催や就業体験等実施することとします。

また、間伐や路網整備の支援などを通じて、林業事業体の経営体質強化に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械の導入の促進に関しては、本町の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図ることとします。

また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、目標とする路網密度の水準と作業システムを目安として、林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとします。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標については、次のとおりです。

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	常願寺川流域 緩傾斜地 (0° ~15°)	・車両系作業システム	・車両系作業システム
	中傾斜地 (15° ~30°)	・車両系作業システム ・架線系作業システム	・車両系作業システム ・架線系作業システム
	急傾斜地 (30° ~35°)	・車両系作業システム ・架線系作業システム	・車両系作業システム ・架線系作業システム
	急峻地 (35° ~)	・車両系作業システム ・架線系作業システム	・車両系作業システム ・架線系作業システム
造林 保育 等	地拵、下刈、枝打ち	草刈機、人力	草刈機、人力

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画については、次のとおりです。

該当なし

4 その他必要な事項

都市住民を中心としたU I Jターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めることとします。

第3章 森林の保護に関する事項

第1項 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、次の基準等に沿って、別表3のとおりとします。

区域の基準
「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として設定する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進するものとします。この際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携するものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
該当なし		

2 その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ります。

第2項 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

森林病虫害等の被害対策については、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

また、松くい虫防除対策、カシノナガキクイムシ防除対策については、次のとおりとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

松くい虫防除対策	
防除方法	対象森林
地上散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛生伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

カシノナガキクイムシ防除対策	
防除方法	対象森林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

2 鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）

第1項の1に定める対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の動向等を踏まえた被害対策等を進めるとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を推進します。

また、クマ剥ぎ被害対策、ニホンジカ被害対策について、次のとおりとします。

クマ剥ぎ被害対策	
防除方法	対象森林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 （1 施業地の面積が 0.1ha 以上）
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林

ニホンジカ被害対策	
防除方法	対象森林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林 （1 施業地の面積が 0.1ha 以上）
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防については、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れをする場合には、あらかじめ必要な防火設備を整え、火入れをしようとする森林又は土地に接近している立竹木の所有者又は管理者の了承を得ることとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風雪害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次のとおりとします。

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

林業行政に関わる県、町及び森林組合職員のほか、地域住民や森林ボランティア等の協力も得ながら、森林病獣害虫等による被害、山火事等の早期発見に努めることとします。

第4章 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林については次のとおりとします。

森林の所在		森林の林種別面積						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法については、次のとおりとします。

施業の区分	施業の方法
造林	該当なし
保育	該当なし
伐採	該当なし
その他	該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備については、次のとおりとします。

施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

保健機能森林の区域内における樹冠を構成する立木の期待平均樹高については、次のとおりとします。

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

第5章 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域については、次のとおりとします。

区域名	林 班	区域面積(ha)
上段・釜ヶ淵・東谷	立山1~61	3,505
立山	立山62~93	1,720

(2) その他

森林所有者等が森林経営計画を作成する際は、次に掲げる事項について適切に計画することとします。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

- ①第2章第2項の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ②第2章第4項の3の公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ③第2章第5項の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び第2章第6項の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④第3章の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

UJ1ターン者などが地域に安住するために必要な生活環境施設の整備計画については、次のとおりとします。

施設の種類の	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

<該当なし>

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画について、次のとおりとします。

施設の種類の	現状		将来		対函番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

5 住民参加による森林整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

第1章第3項の2のとおり。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

第1章第3項の2のとおり。

6 その他必要な事項

県・森林組合等林業事業体及び企業と連携をとりながら、森林施業の円滑な実施及び普及啓発等に努めます。

また、平成24年4月からの森林法の改正により森林の売買・相続等により所有権の移動が生じた場合は、本町においてもその把握に努めます。

参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢階層別人口動態

	年次	総計			0～14 歳			15～29 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2010	27,466	13,200	14,266	3,719	1,919	1,800	3,547	1,800	1,747
	2015	26,317	12,663	13,654	3,131	1,596	1,535	3,172	1,617	1,555
	2020	24,792	12,002	12,790	2,780	1,429	1,351	2,984	1,569	1,415

30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
5,408	2,740	2,668	7,619	2,608	2,640	7,164	2,961	4,203
4,846	2,518	2,328	6,727	3,327	3,400	7,891	3,304	4,587
3,903	1,993	1,910	6,811	3,415	3,396	8,273	3,571	4,702

資料：国勢調査より

②産業別部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	2005	15,267	1,194	4	2	1,200	5,100	8,924	43
	2010	14,224	894	21	2	917	4,496	8,660	151
	2015	13,700	804	6	4	814	4,432	8,328	126

資料：国勢調査より

(2) 土地利用

(単位：ha)

総土地面積	林野面積				耕地面積			その他
	計	国有林	公有林	私有林	計	田	畑	
30,729	23,872	16,410	315	7,146	3,410	3,350	54	3,447

資料：令和元年度 富山県森林・林業統計書より

(3) 森林転用面積

(略)

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

(単位：ha)

総数	国有林	公有林					森林総研 有林	私有林 (上記以外)
		計	県有林	町有林	公社有林	財産区 有林		
23,872	16,410	407	209	106	92	0	606	6,449

資料：令和元年度 富山県森林・林業統計書より

②在村者・不在村者別私有林面積

	私有林合計	在村者面積	不在村者面積		
			計	県内	県外
実数 (ha)	6,449	5,488	961	748	213

資料：森林簿より（令和元年度末時点）

③民有林の齢級別面積

区分 \ 齢級別	総数	1-2 齢級	3-4 齢級	5-6 齢級	7-8 齢級	9-10 齢級	11 齢級以上
民有林計	6,537	14	24	43	234	411	5,809
人工林	2,670	5	18	42	234	379	1,691
天然林	4,167	9	6	1	0	32	4,118

資料：森林簿より（令和元年度末時点）

④保有山林面積規模別経営体数

面積規模	経営体数
1～3ha	0
3～5ha	2
5～10ha	0
10～20ha	0
20～30ha	0
30～50ha	0
50～100ha	1
100～500ha	0
500ha 以上	0
総数	3

資料：2020 年農林業センサスより

⑤作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (m)	備考
基幹路網	30	96,998	
うち林業専用道	3	1,232	

資料：令和元年度 富山県森林・林業統計書より

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (m)	備考
森林作業道	85	65,440	

資料：令和元年度 富山県森林・林業統計書より

(5) 計画期間において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
タテヤマスギ	5~18	1 いちとにぬはへほりるろを, 2 いちとにぬはへほりるろを, 3 いちとにぬはへほりろ, 4 いちとにぬはへほり, 5 いちとにへほ, 6 ぬへ, 7 ちとにぬへほりるわを, 8 いちとにぬはへほりるろわを, 9 いちとにぬはへほりるろを, 10 いかちとにぬはへほりるろわを, 11 いちとにはへほろ, 12 いちとにはへほりろ, 13 ちとにぬはへほり, 14 いちとにぬはへほりるろわを, 15 いにはりろ, 16 いちとにぬはへほりるろわを, 17 いちとにはへほりろ, 18 いかちとにぬはへほりるろわを, 19 いはへほろ, 20 とにはへほろ, 21 いちとぬはへりろ, 22 にはろ, 24 ちとぬへほりるを, 25 いにはろ, 26 にはほろ, 27 いにはへほろ, 28 いちとにはへろ, 29 いちとへろ, 30 いちとにはへほろ, 31 ちとにはへほ, 32 いちにぬはへりろ, 33 いちとにはへほろ, 34 に, 35 いとにはへほ, 36 いちとにぬはへほりるろを, 37 いちとにはへほりろ, 38 いちとにぬはへほりるろ, 39 いちとにぬはへほりるろを, 40 いとにへほ, 41 ちとへろろ, 42 いちとにぬはへほりろ, 43 いちとにぬはへほりるろを, 44 いちとにはへほりろ, 45 いちとにへほりろ, 46 いちとにぬはへほりろ, 47 いちとにぬはへほりるろを, 48 いかちとにぬはへほりるろわを, 49 いちとにはへほりろ, 50 いちとにぬはへほりるろ, 51 いちとにぬはへほりろ, 52 いとにはへほろ, 53 いとへほ, 54 には, 55 いにはほろ, 56 いとへろ, 57 いにはろ, 58 いとへほろ, 59 いちとにはへほりろ, 60 いちにぬはへほりろ, 61 いちとにぬはへほりるろ, 62 いかちとにぬはへほりるろわを, 63 いとにはへほろ, 64 いにはほろ, 65 いとにはへほろ, 66 いとにはへろ, 67 いにはほろ, 68 いにはほろ, 69 いちとにぬはへほりるろ, 70 いちとにぬはへほりるろを, 71 いちとにぬはへほりるろ, 72 いちとにぬはへほりろ, 73 いにはほろ, 74 いちとにはへほりろ, 75 いはへほろ, 76 いちとにぬへほろ, 77 いちとにぬはへほりろ, 78 いちとにはへほろ, 79 いかちとにぬはほりるろわを, 80 いとにはへほろ, 81 いとにはへほろ, 82 いちとにぬへほりろ, 83 いにはほろ, 84 いちとにぬはへほろ, 85 いにはほろ, 86 ろ, 87 いちとにぬはへほりろ, 88 ちにはへほろ, 89 いへほ, 90 いちとにぬはへほりろ, 91 いちとにぬほりろ, 92 いにはへほろ, 93 にへほ, 94 いはろ, 95 いとにはへ, 96 には, 97 は, 98 には, 99 はり, 100 はろ, 102 り, 103 いちとぬはるろ, 999 いろ
ボカスギ	5~14	2 ろ, 63 へ
ヒノキ	5~22	1 とぬはほるろを, 3 り, 8 ほ, 9 へほろ, 10 ほ, 11 と, 13 ち, 14 ぬはほりるろを, 17 ちとは, 34 ろ, 39 はほろ, 40 いにはろ, 41 とにりろ, 42 に, 43 ちとほ, 44 いとにへろ, 46 い, 47 はほるろ, 49 いち, 50 ぬ, 55 にはほろ, 58 い, 61 とぬ, 62 いかろ, 63 いとほ, 64 いにはろ, 65 ろ, 66 とにはへほ, 67 いにはほろ, 71 ち, 72 はろ, 73 はほろ, 74 ちほり, 75 ろ, 76 ちと, 77 いぬ, 78 と, 84 ろ, 85 ほろ, 87 い
カラマツ	5~16	35 は, 36 と, 41 に, 43 ぬを, 46 にほ, 47 ぬへほ, 58 へ, 60 ぬ, 61 ほろ, 65 ろ, 66 はろ, 67 にろ, 69 とへろ, 73 は, 74 ほ, 81 い, 84 い, 88 にへほろ, 91 はり, 94 ろ, 103 いとはろ

※齢級は、5 齢級から樹種ごとに定める標準伐期齢の 2 倍の林齢の齢級までとする。

(6) 市町村における林業の位置付け

製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	74	3,167	1,266,833
うち木材・木製品製造業 (B)	1	8	-
B/A	1.3%	0.2%	-

※製造業には、林業が含まれない。

※木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

資料：2020年工業統計調査より

(7) 林業関係の就業状況

	組合・事業者数	従業者数	うち作業員	備考
森林組合				
生産森林組合				
素材生産業	4	4		
製材業	1	—		富山県木材業者登録業者
森林管理署	1	—		
合計	6	4	0	

資料：林業労働の現況より (R3.3)

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	2					2	
モノケーブル	0						ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	0						無線操縦による木寄機
自走式搬機	0						リモコン操作による巻き上げ搬機
運材車	0						林内作業車
ホイールトラクター	0						主として牽引式集材用
動力枝打機	0						自動木登式
トラック	0						主として運材用のトラック
クレーン付きトラック	3		2			1	
グラップル	0						
グラップルクレーン	0						グラップル式のクレーン
グラップルローダ作業車	0						グラップル式の作業車
グラップローダ付きトラック	3		3				グラップル式のトラック

(高性能機械)

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
フェラーバンチャ	2		2				伐倒、集積作業
スキッド	0						牽引式集材車両
プロセッサ、グラップル	0						枝払、玉切、集積用自走機
ハーバスター	2		2				伐倒、造材（枝払い・玉切り）、集積機
フォワーダ	2		2				積載式集材車両
タワーヤーダ	0						タワー付き集材機

R3 年度富山県富山農林振興センター調べ（R2 年度末時点）

(9) 林産物の生産概況

	素材 (m ³)	チップ (m ³)	菌床 (千個)	しいたけ (t)		えのきたけ (t)	わさび (t)	木炭 (t)
				生	乾			
生産量	2,602	-	-	0.4	0.0	168.6	-	-

資料：令和元年度富山県森林・林業統計書より（※素材生産業については森林組合R2）

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在（地区名）	林班	小班	面積（ha）	経営管理実施権設定の有無
1	該当なし				

(11) その他必要なもの
(略)